

計画の推進体制

1 多様な主体との連携による推進

本計画は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

また地域住民が、子育ての意義や重要性について関心を深め、様々な取り組みに主体的に関わっていくよう、しくみづくりを推進します。



2 情報提供・周知

ホームページや概要版等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

3 進捗管理・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

子ども・子育て支援新制度とは 平成27年4月スタート!

子ども・子育て支援新制度とは、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域での子育て支援の充実を図るものです。また市町村が中心となり、子どもや子育て家庭の状況に応じた様々な支援を行うものです。

対象施設と事業

保育所 0~5歳

家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設

保護者の就労や病気等、家庭で保育ができない保護者に代わり、夕方までの保育のほか、園によっては時間外保育を実施しています。

認定こども園 0~5歳

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所のいいところを一つにした、教育・保育施設です。地域の子育て支援も行っています。

幼稚園 3~5歳

教育の基礎づくりとして幼児期の教育を行う学校

昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園によっては教育時間前後や園の休業中の預かり保育等を実施しています。

地域型保育 0~2歳

少人数の単位で0~2歳の子どもを預かる事業

新たに地域型保育として、以下の4事業が認められます。

- 家庭的保育
- 小規模保育
- 事業所内保育
- 居宅訪問型保育

ほかにも

地域子ども・子育て支援事業を充実していきます!

- 時間外保育事業
- 一時預かり事業
- 妊婦健診事業
- 放課後児童健全育成事業
- 病児・病後児保育事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 利用者支援事業

高浜町 子ども・子育て 支援事業計画

平成27年度～平成31年度



概要版

高浜町子ども・子育て支援事業計画[概要版]

発行年月:平成27年3月 発行:高浜町保健課

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田117-68 TEL.0770-72-2493 FAX.0770-72-2081

平成27年3月
高浜町

計画策定の趣旨

国では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、各市町村において、保育等の需要見込みや提供体制等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められました。

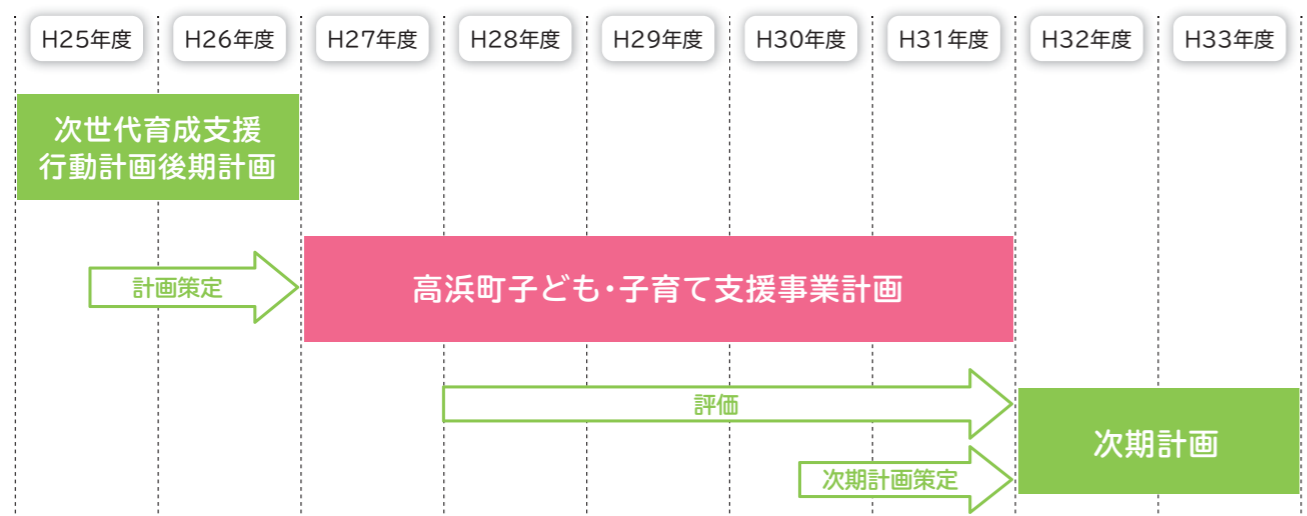


このたびの、国の『子ども・子育て支援新制度』制定に伴い、今後さらなる高浜町の子どもへの健やかな育ちと、保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備するため、「高浜町子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」とする。）を策定することとします。

計画の位置づけと期間

本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「たかはまK(きらきら).I(いきいき).D(どきどき).S(すくすく).プラン(高浜町次世代育成支援行動計画後期計画)」の考え方を継承するものです。

また本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とし、毎年度に評価・検証、計画最終年度である平成31年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

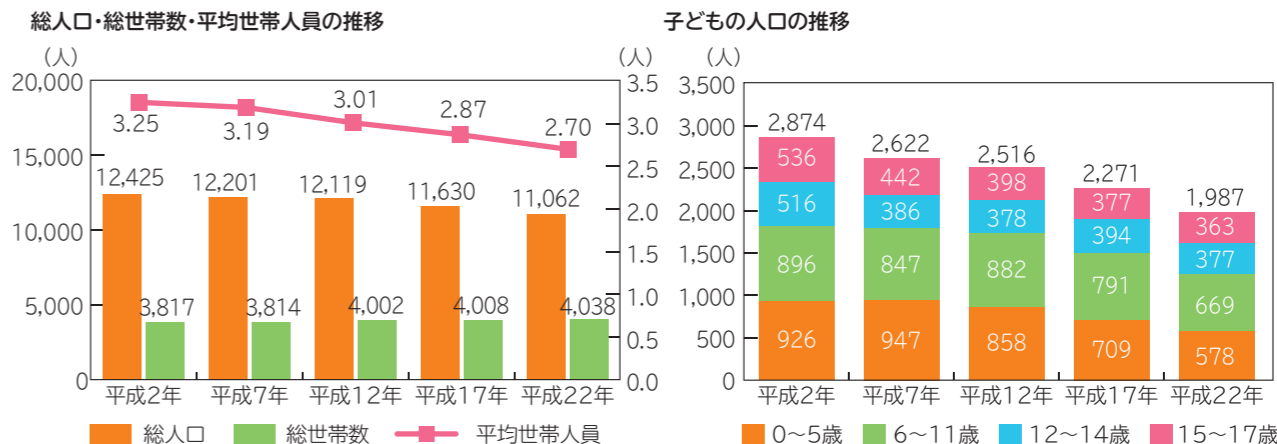


子ども・子育てを取り巻く環境

高浜町の統計データ

人口・世帯の推移

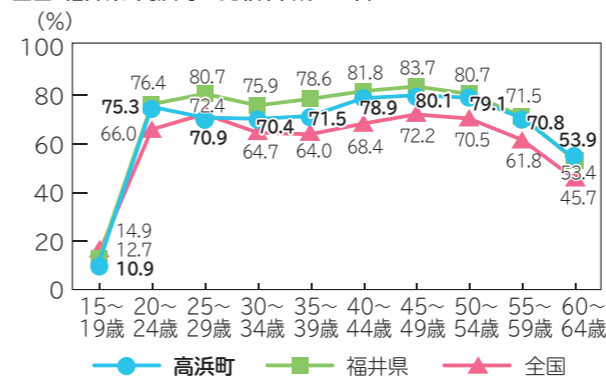
● 総人口及び子どもの人口が減少しています。 ● 総世帯数が増加している一方、平均世帯人員は減少しています。



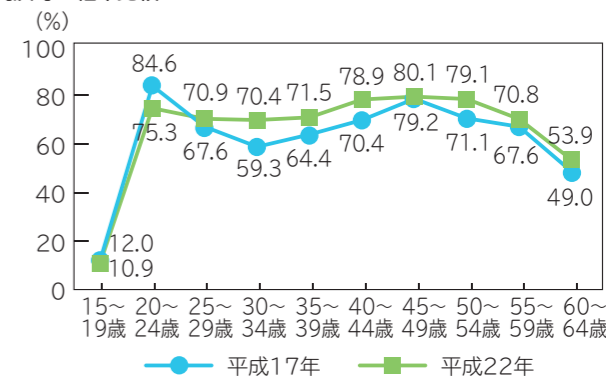
女性の労働力率の推移

● 全国・福井県と比較すると、20歳代後半において低くなっています。
● 経年で比較すると、特に30歳代前半において大きく上昇しています。

全国・福井県・高浜町の比較(平成22年)



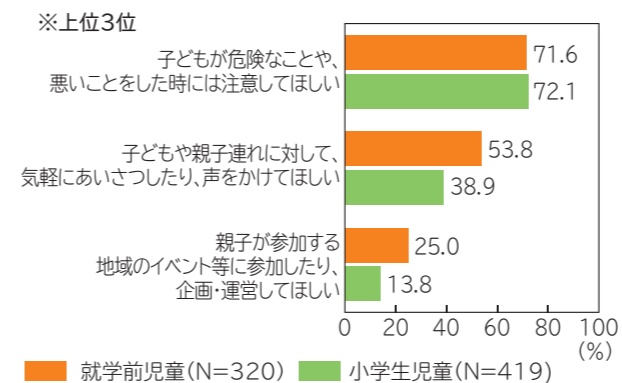
高浜町の経年比較



住民アンケート調査結果

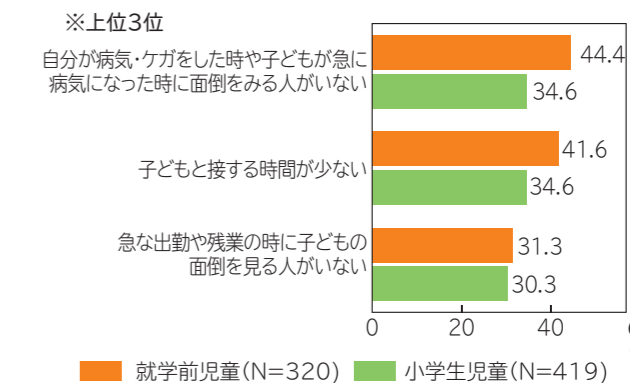
子育てに関して地域の人に望むこと

● 子育てに関して、地域の日頃からの声かけや見守り等に対する期待が強くなっています。



仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

● 仕事と子育てを両立する上で、緊急時の一時的な預かり等へのニーズが高くなっています。



計画の基本的な考え方

基本理念

子ども親も笑顔で ずっと暮らしたいまち たかはま

子どもや親一人ひとりの状況や思いに応じた子育て・子育てを実現することができるよう、引き続き子育て・子育て支援の充実を図ります。また、地域全体で子育てを支える意識の醸成や環境の整備、高浜町の豊かな自然等の地域資源を活用した取り組みの促進を図り、子どもにとって健やかに育つことができるまち、子育てをする親にとって子育てしやすいまちをめざし、子ども親も高浜町において「ずっと暮らしたい」と思えるまちづくりを推進していきます。

基本的な視点



子どもの幸せを第一に考え、子どもの考えや利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人になって高浜町で「子どもを生み・育てたい」と思えるような取り組み、まちづくりを推進します。



親が安心して子どもを生み・育てることができ、心から子育てを楽しむことができる環境の整備を推進します。



「子どもは地域の宝」「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、社会全体が子育て家庭に目を向け、あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら子育て支援に関わっていける環境づくりを推進します。

基本目標と施策の方向性

基本目標

1 子育て・子育てを地域社会で支援できるまち

子育て家庭の悩み・不安の軽減や孤立化の防止、子育て環境のめまぐるしい変化への対策等、子育ては個人や家庭のみで行われるものではなく、社会全体で行うものとして捉え、子育てを地域社会全体で支援できるまちをめざします。

2 安心して子育て・子育てができるまち

子育て支援サービスや保育サービスの充実等、子育てしながら働きやすい環境の整備を図り、親が安心して子育てができるまちづくりを推進します。
また、子どもの安全な居場所や生活環境を確保し、親が安心して子育て・子育てができるまちをめざします。

3 子どもが健全に育つまち

子どもが豊かな心や健全な身体を育み、成長していけるよう、高浜町の豊かな自然と歴史・文化に富んだ環境や地域の人材等の資源を活かした取り組みを進めます。
また、ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭等、すべての子育て家庭とその子どもに対するきめ細やかな支援の推進を図ることで、子どもが健全に育つまちをめざします。

施策の方向性

- (1) 地域における子育て支援体制の充実
 - ① 地域における子育て支援サービスの充実
 - ② 子育ての情報提供・相談支援体制の充実
- (2) 地域における子育てネットワークの充実
 - ① 子育てサークル、ボランティアの支援・育成
 - ② 子育て支援ネットワークづくり

- (3) 子育てと仕事の両立の支援
 - ① 保育サービスの充実
 - ② 男女の働き方の見直し
- (4) 親子が安心・安全に暮らせるまちづくり
 - ① 子どもを健全に育てるための環境整備
 - ② 安全なまちづくりの推進
 - ③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - ④ 経済的支援の充実

- (5) 子どもの健やかな成長の支援
 - ① 母子保健の充実
 - ② 小児医療の充実
 - ③ 次世代の親の育成
 - ④ 教育環境の充実
 - ⑤ 児童の健全育成の充実
 - ⑥ 食育の推進
- (6) 専門的な支援を必要とする児童へのきめ細やかな取り組みの推進
 - ① 虐待のないまちづくり
 - ② いじめ・不登校等への配慮
 - ③ ひとり親家庭等の支援
 - ④ 障がいのある子どもへの支援

重点施策

1 子育て家庭を支えるネットワークの充実

- 〈取り組み〉
- 子育て支援センターの機能の充実
 - 交流機会の充実
 - 育児不安解消のための支援
 - ゆとりある子育てのための支援

2 保育サービスの充実

- 〈取り組み〉
- 時間外保育の推進
 - 一時預かりの推進
 - 病児・病後児保育の実施
 - 町内事業所との連携

3 子どもや親子の安全・安心な居場所づくり

- 〈取り組み〉
- 公園等の身近な遊び場の整備
 - 放課後の子どもの居場所づくり
 - 安心して外出できる環境の整備

4 子どもの健全育成の充実

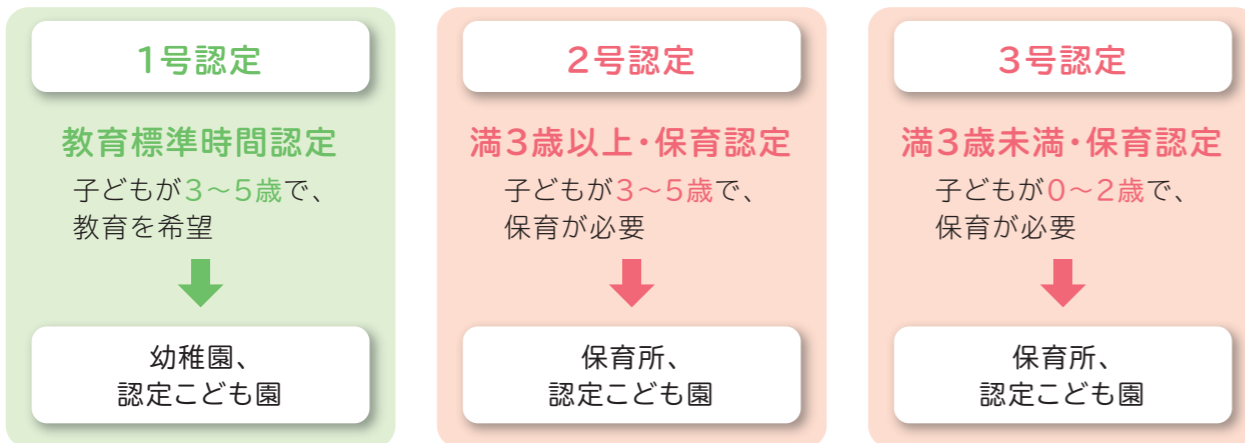
- 〈取り組み〉
- 生涯学習推進体制の充実
 - スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - 郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実
 - 青少年の健全育成の充実

事業量の見込みと確保方策

子どもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、「教育・保育」(保育所等)や「地域子ども・子育て支援事業」を整備し、計画期間中における事業量の見込みと、目標として確保する供給量を示します。高浜町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、各事業を実施します。

教育・保育の量の見込みと確保方策

3つの認定区分



※「保育を必要とする事由(保護者の就労や病気等)」に該当していることが条件です

【量の見込み】

認定区分	見込み・確保				
	H27	H28	H29	H30	H31
1号認定※(3～5歳、教育希望)	11	11	12	12	11
2号認定※(3～5歳、保育必要・保育希望)	210	222	227	230	217
3号認定(0～2歳、保育必要・保育希望)	89	83	82	81	80

※1号認定のニーズについては、認定こども園移行までの期間、2号認定による提供体制を確保します。そのため、2号認定の数値は1号認定の見込みを含む数値となっています

【確保方策のポイント】

- 高浜町では、平成26年度現在で待機児童は「0」となっており、今後も見込み量に対する確保体制が整っています。
- しかし、現在教育ニーズ(1号認定、2号認定の教育希望)に対応できる町内の施設がないことから、町内の保育所について、計画期間内を目処に認定こども園の整備を進めます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

事業名	単位	見込み・確保				
		H27	H28	H29	H30	H31
1.時間外保育事業 〔通所児の保育所の通常利用時間以外における保育〕	人/年	81	81	81	81	78
2.放課後児童健全育成事業 〔小学校児童の学童保育での預かり〕	低学年	99	97	96	91	95
	高学年	49	48	45	47	46
3.子育て短期支援事業(ショートステイ) 〔子どもの児童養護施設等での一時的な預かり〕	人日/年	0	0	0	0	0
4.地域子育て支援拠点事業 〔乳幼児や保護者の交流を行う場所を提供する事業〕	人回/月	326	310	306	304	299
5.一時預かり事業 〔子どもの保育所等での一時的な預かり〕	人日/年	1,353	1,353	1,361	1,364	1,315
6.病児・病後児保育事業※ 〔病中または病気の回復期の子どもの一時的な預かり〕	人日/年	621	621	625	626	604
7.ファミリー・サポート・センター事業(就学児) 〔子育てに関する援助を受けたい人で行いたい人を会員とする助け合いの事業〕	人日/週	0	0	0	0	0
8.利用者支援事業 〔子育て支援サービス等の情報提供や相談・調整を行う事業〕	ヶ所	1	1	1	1	1
9.妊婦健診事業 〔妊娠中の疾病や異常の早期発見等を目的とする健康診査〕	人回/年	1,330	1,260	1,260	1,260	1,260
10.乳児家庭全戸訪問事業 〔生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や情報提供を行う事業〕	人/年	95	95	90	90	90
11.養育支援訪問事業 〔養育支援が必要な家庭に対して相談・指導を行う事業〕	人/年	3	3	3	4	4

※「6.病児・病後児保育事業」の実施の初年度(H27年)は、見込みの半数を確保することとします

【確保方策のポイント】

- ほとんどの事業において、見込み量に対する確保体制が整っており、今後ニーズに応じて、さらなる充実を図ります。
- 「5.一時預かり事業」については、現行の提供体制では確保が困難であることから、他の保育所での実施の拡大を図ります。
- 「6.病児・病後児保育事業」については、医療機関と連携し、定員4人程度の病児・病後児保育の設置1か所に向けて取り組みます。
- 見込み量が「0」の事業(ニーズ調査において利用希望がないもの)についても、ニーズに応えられるよう、広域による連携や関連事業の充実等を進めます。